参考資料3

○門真市附属機関に関する条例施行規則

平成25年３月29日門真市規則第16号

改正

平成25年７月３日門真市規則第40号

平成26年３月31日門真市規則第40号

平成26年11月21日門真市規則第61号

平成27年３月26日門真市規則第16号

平成27年５月19日門真市規則第33号

平成28年３月31日門真市規則第45号

平成29年３月28日門真市規則第16号

平成30年３月29日門真市規則第13号

平成30年６月11日門真市規則第24号

平成30年９月25日門真市規則第33号

平成31年３月29日門真市規則第20号

令和２年３月26日門真市規則第25号

令和２年９月24日門真市規則第56号

令和２年11月20日門真市規則第57号

令和３年３月30日門真市規則第19号

令和４年３月29日門真市規則第18号

令和４年６月30日門真市規則第29号

令和４年９月29日門真市規則第34号

令和４年12月16日門真市規則第39号

令和５年３月30日門真市規則第11号

令和５年７月６日門真市規則第19号

令和５年９月29日門真市規則第24号

令和６年３月29日門真市規則第24号

令和６年９月27日門真市規則第37号

令和７年２月28日門真市規則第７号

令和７年３月27日門真市規則第13号

（趣旨）

第１条　この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　条例別表１の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

（委嘱又は任命）

第３条　附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

２　委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第４条　別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

２　会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

３　副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

４　副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、市長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第６条　会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

２　前２条の規定は、部会について準用する。

３　前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

（関係者の出席等）

第７条　附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成25年４月１日から施行する。

（規則の廃止）

２　次に掲げる規則は、廃止する。

（１）　門真市住居表示審議会規則（昭和39年規則第11号）

（２）　門真市医療事故調査委員会規則（昭和51年門真市規則第13号）

（３）　門真市交通問題対策協議会規則（昭和52年門真市規則第23号）

（４）　門真市予防接種健康被害調査委員会規則（昭和53年門真市規則第３号）

（５）　門真市個人情報保護審議会規則（平成12年門真市規則第38号）

（経過措置）

３　この規則の施行の際現に前項に掲げる規則の規定により委員に委嘱され、又は任命されている者は、それぞれこの規則の規定により委員として引き続き在任するものとし、その任期は、別表の任期の欄に掲げる任期にかかわらず、前項の規則の規定に基づく委員としての残任期間とする。

４　この規則の施行の際現に附則第２項に掲げる規則の規定により定められた会長等又は副会長等である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第４条第１項の規定により会長等又は副会長等として定められた者とみなす。

附　則（平成25年７月３日門真市規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年３月31日門真市規則第40号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年11月21日門真市規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年３月26日門真市規則第16号）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年５月19日門真市規則第33号）

この規則は、平成27年６月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日門真市規則第45号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月28日門真市規則第16号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月29日門真市規則第13号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年６月11日門真市規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年９月25日門真市規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年３月29日門真市規則第20号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月26日門真市規則第25号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年９月24日門真市規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年11月20日門真市規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月30日門真市規則第19号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月29日門真市規則第18号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年６月30日門真市規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年９月29日門真市規則第34号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

2　この規則の施行の日以後最初に委嘱される門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の委員の任期は、この規則による改正後の門真市附属機関に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第２条及び別表門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会の項委員の任期の欄の規定にかかわらず、委嘱の日から令和８年３月31日までとする。

3　この規則の施行の日以後最初に委嘱される門真市地域包括支援センター運営協議会の委員の任期は、新規則第２条及び別表門真市地域包括支援センター運営協議会の項委員の任期の欄の規定にかかわらず、委嘱の日から令和６年３月31日までとする。

附　則（令和４年12月16日門真市規則第39号抄）

（施行期日）

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月30日門真市規則第11号）

（施行期日）

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（委員の任期の特例）

2　この規則の施行の日以後最初に委嘱される門真市地域密着型サービス等運営委員会の委員の任期は、この規則による改正後の門真市附属機関に関する条例施行規則第２条及び別表門真市地域密着型サービス等運営委員会の項委員の任期の欄の規定にかかわらず、委嘱の日から令和９年３月31日までとする。

附　則（令和５年７月６日門真市規則第19号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

2　この規則の施行の日以後最初に委嘱される門真市ものづくり産業振興懇話会の委員の任期は、この規則による改正後の門真市附属機関に関する条例施行規則第２条及び別表門真市ものづくり産業振興懇話会の項委員の任期の欄の規定にかかわらず、委嘱の日から令和10年３月31日までとする。

附　則（令和５年９月29日門真市規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月29日門真市規則第24号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年９月27日門真市規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年２月28日門真市規則第７号）

この規則は、令和７年３月１日から施行する。

附　則（令和７年３月27日門真市規則第13号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第２条―第４条関係）

名称	組織	委員の定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当機関
門真市建設事業再評価委員会	委員長 副委員長	５人以内	（１）　学識経験者 （２）　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	委嘱の日から当該事業の評価を終了する時まで	まちづくり部都市政策課
門真市カドマイスター認定委員会	委員長 副委員長	７人以内	（１）　学識経験者 （２）　中小企業診断士 （３）　商工業団体を代表する者 （４）　関係行政機関の職員 （５）　本市の職員	委嘱又は任命の日から市長による認定が終了する時まで	市民文化部産業振興課
門真市中小企業サポートセンター運営事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	５人以内	（１）　学識経験者 （２）　中小企業診断士 （３）　商工業団体を代表する者 （４）　関係行政機関の職員 （５）　本市の職員	委嘱又は任命の日から当該事業の審査及び選定を終了する時まで	市民文化部産業振興課
門真市認定農業者・認定新	委員長 副委員長	７人以内	（１）　農業団体を代表する者 （２）　門真市農業委員会を代表する者	２年	市民文化部産業振

規就農者認定委員会			（３） 関係行政機関の職員 （４） 本市の職員		興課
門真市社会福祉法人設立認可等審査会	会長 副会長	４人以内	（１） 学識経験者 （２） 弁護士 （３） 公認会計士 （４） 本市の職員	２年	保健福祉部福祉政策課
門真市地域福祉計画審議会	会長 副会長	17人以内	（１） 学識経験者 （２） 医療団体を代表する者 （３） 関係団体を代表する者 （４） 市民の代表 （５） 関係行政機関の職員	委嘱の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	保健福祉部福祉政策課
門真市地域福祉計画推進協議会	会長 副会長	15人以内	（１） 地域福祉団体等を代表する者 （２） 市民団体を代表する者 （３） 市民の代表 （４） 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該計画期間が終了する時まで	保健福祉部福祉政策課
門真市医療事故調査委員会	委員長 副委員長	12人以内	（１） 医療団体を代表する者 （２） 関係行政機関の職員 （３） 本市の職員	２年	保健福祉部健康増進課
門真市健康増進計画・食育推進計画審議会	会長 副会長	14人以内	（１） 学識経験者 （２） 保健・医療団体を代表する者 （３） 福祉団体を代表する者 （４） 地域団体を代表する者 （５） 教育団体を代表する者 （６） 関係団体を代表する者 （７） 市民の代表 （８） 関係行政機関の職員 （９） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	委嘱の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	保健福祉部健康増進課

門真市予防接種健康被害調査委員会	委員長 副委員長	７人以内	（１）　大阪府知事が推薦した医師 （２）　医療団体を代表する者 （３）　関係行政機関の職員 （４）　本市の職員	２年	保健福祉部健康増進課
門真市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会	会長 副会長	20人以内	（１）　学識経験者 （２）　医療団体を代表する者 （３）　福祉団体を代表する者 （４）　市民団体を代表する者 （５）　市民の代表 （６）　関係行政機関の職員 （７）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	３年	保健福祉部高齢福祉課
門真市養護老人ホーム入所判定委員会	委員長 副委員長	10人以内	（１）　医師 （２）　福祉施設を代表する者 （３）　本市の職員 （４）　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	１年	保健福祉部高齢福祉課
門真市廃棄物処理業務委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	８人以内	（１）　学識経験者 （２）　弁護士 （３）　本市の職員	２年	環境水道部環境政策課
門真市交通問題対策協議会	会長 副会長	20人以内	（１）　学識経験者 （２）　交通運輸関係団体を代表する者 （３）　市民団体を代表する者 （４）　関係行政機関の職員	２年	まちづくり部道路公園課
門真市住居表示審議会	会長 副会長	20人以内	（１）　学識経験者 （２）　市議会議員 （３）　関係行政機関の職員 （４）　市民の代表	１年	まちづくり部都市政策課

門真市新型インフルエンザ等行動計画審議会	会長 副会長	15人以内	（１）　学識経験者 （２）　保健・医療団体を代表する者 （３）　福祉団体を代表する者 （４）　地域団体を代表する者 （５）　関係団体を代表する者 （６）　関係行政機関の職員 （７）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	２年	保健福祉部健康増進課
門真市障害者地域協議会	会長 副会長	16人以内	（１）　学識経験者 （２）　医療団体を代表する者 （３）　福祉団体を代表する者 （４）　教育団体を代表する者 （５）　関係団体を代表する者 （６）　本市の職員 （７）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	２年	保健福祉部障がい福祉課
門真市行政不服審査会	会長 副会長	３人以内	（１）　学識経験者 （２）　弁護士	２年	総務部総務課
門真市児童福祉審議会	委員長 副委員長	８人以内	（１）　学識経験者 （２）　児童福祉事業に従事する者 （３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	２年	こども部こども政策課
門真市子ども・子育て会議	委員長 副委員長	20人以内	（１）　学識経験者 （２）　医療団体を代表する者 （３）　地域福祉団体等を代表する者 （４）　市民団体を代表する者 （５）　保護者の代表 （６）　事業者を代表する者 （７）　労働者を代表する者	２年	こども部こども政策課

			（８） 子育て関係事業の実施に関係のある者 （９） 市民の代表 (10) 関係行政機関の職員		
門真市立放課後児童クラブ運営事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	６人以内	（１） 学識経験者 （２） 市民団体を代表する者 （３） 門真市立学校長 （４） 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該委託事業者の選定を終了する時まで	こども部保育幼稚園課
門真市地域子育て支援センター運営事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	５人以内	（１） 学識経験者 （２） 市民団体を代表する者 （３） 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該委託事業者の選定を終了する時まで	こども部こども家庭センター
門真市いじめ問題再調査委員会	委員長 副委員長	５人以内	（１） 学識経験者 （２） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	委嘱の日から当該調査が終了する時まで	市民文化部人権市民相談課
門真市子ども読書活動推進計画審議会	委員長 副委員長	８人以内	（１） 学識経験者 （２） 門真市ＰＴＡ協議会を代表する者 （３） 門真市社会教育委員を代表する者 （４） 門真市立図書館協議会を代表する者 （５） 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	市民文化部北島図書館
門真市国民健康保険データヘルス計画及	委員長 副委員長	７人以内	（１） 保健・医療団体を代表する者 （２） 関係行政機関の職員 （３） 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該計画期	保健福祉部健康増進課

び門真市特定健康診査等実施計画推進委員会			（４） 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	間が終了する時まで	
門真市子どもの未来応援プログラム事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	５人以内	（１） 学識経験者 （２） 地域福祉団体等を代表する者 （３） 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該委託事業者の選定を終了する時まで	こども部こども政策課
門真市地方創生検証委員会	委員長 副委員長	10人以内	（１） 学識経験者 （２） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	５年	企画財政部企画課
門真市総合交通戦略策定協議会	会長 副会長	21人以内	（１） 学識経験者 （２） 市民団体を代表する者 （３） 関係団体を代表する者 （４） 事業者を代表する者 （５） 関係行政機関の職員 （６） 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申が終了する時まで	まちづくり部都市政策課
（仮称）門真市立生涯学習複合施設整備事業者選定委員会	委員長 副委員長	５人以内	（１） 学識経験者 （２） 本市の職員	委嘱又は任命の日から当該事業者の選定を終了する時まで	市民文化部生涯学習課
門真市地域公共交通会議	会長 副会長	30人以内	（１） 学識経験者 （２） 交通運輸関係団体を代表する者 （３） 交通運輸関係団体の労働者を代表する者	５年	まちづくり部都市政策課

			（４） 市民の代表 （５） 関係行政機関の職員 （６） 本市の職員 （７） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者		
門真市地域包括支援センター運営協議会	会長 副会長	12人以内	（１） 学識経験者 （２） 保健・医療団体を代表する者 （３） 福祉団体を代表する者 （４） 介護保険の被保険者を代表する者 （５） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	３年	保健福祉部高齢福祉課
門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	６人以内	（１） 学識経験者 （２） 公認会計士 （３） 保健・医療団体を代表する者 （４） 福祉団体を代表する者 （５） 本市の職員 （６） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	委嘱又は任命の日から当該委託事業者の選定を終了する時まで	保健福祉部高齢福祉課
門真市介護保険施設等整備事業委託事業者選定委員会	委員長 副委員長	６人以内	（１） 学識経験者 （２） 公認会計士 （３） 保健・医療団体を代表する者 （４） 福祉団体を代表する者 （５） 本市の職員 （６） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	委嘱又は任命の日から当該委託事業者の選定を終了する時まで	保健福祉部高齢福祉課
門真市地域密着型サービス等運営委員会	委員長 副委員長	６人以内	（１） 学識経験者 （２） 保健・医療団体を代表する者 （３） 福祉団体を代表する者 （４） 介護保険の被保険者を代表する者	３年	保健福祉部高齢福祉課

			（５） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者		
門真市ものづくり産業振興懇話会	会長副会長	10人以内	（１） 学識経験者 （２） 商工業団体を代表する者 （３） 事業者を代表する者 （４） 金融機関を代表する者 （５） 関係行政機関の職員 （６） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	５年	市民文化部産業振興課
（仮称）門真市立生涯学習複合施設家具調達事業者選定委員会	委員長 副委員長	５人以内	（１） 学識経験者 （２） 本市の職員 （３） 前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	委嘱又は任命の日から当該事業者の選定を終了する時まで	市民文化部生涯学習課
門真市糖尿病性腎症重症化予防事業検討委員会	委員長 副委員長	９人以内	（１） 保健・医療団体を代表する者 （２） 関係行政機関の職員 （３） 本市の職員 （４） 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	１年	保健福祉部健康増進課

一部改正〔平成25年門真市規則40号・26年40号・61号・27年16号・33号・28年45号・29年16号・30年13号・24号・33号・31年20号・令和２年25号・56号・57号・３年19号・４年18号・29号・34号・39号・５年11号・19号・24号・６年24号・37号・７年７号・13号〕